



# 茨城県報

第 2830 号

平成28年9月23日

金 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

#### (人 事 委 員 会)

- 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2

### 告 示

- 青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) ..... 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (障害福祉課) ..... 5
- 大規模小売店舗の変更の届出 (5 件) (中小企業課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課) ..... 10
- 保安林の指定の予定 (林業課) ..... 11
- 保安林の指定の解除の予定 (林業課) ..... 11
- 公有水面埋立ての竣功の認可 (4 件) (水産振興課) ..... 12
- 土地改良区の解散の認可 (農村計画課) ..... 18
- 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) ..... 18
- 土地区画整理審議会委員選挙の当選人の決定 (2 件) (工事事務所) ..... 19

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) ..... 20
- 貸金業者の登録の取消し (産業政策課) ..... 21
- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) ..... 21
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) ..... 21
- 道路の廃止 (建築指導課) ..... 22
- 入札公告 (つくば地域振興課) ..... 22

#### (教 育 委 員 会)

- 落札者等の公示 ..... 24
- 入札公告 (4 件) ..... 25

## 規 則

(人事委員会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年9月23日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

### 茨城県人事委員会規則第14号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

付則別表を次のように改める。

付則別表（第43条の2関係）

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片 道 の 使 用 距 離		自 動 車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
キロメートル以上 2	キロメートル未満 4	円 2,000	円 2,000
4	6	3,000	2,000
6	8	4,200	2,100
8	10	5,400	2,700
10	12	6,600	3,300
12	14	7,900	4,000
14	16	9,100	4,600
16	18	10,300	5,200
18	20	11,500	5,800
20	22	12,700	6,400
22	24	13,900	7,000
24	26	15,100	7,600
26	28	16,300	8,200
28	30	17,500	8,800
30	32	18,700	9,400
32	34	19,900	10,000
34	36	21,100	10,600
36	38	22,300	11,200
38	40	23,600	11,800
40	42	24,800	12,400
42	44	26,000	13,000
44	46	27,200	13,600
46	48	28,400	14,200
48	50	29,600	14,800
50	52	30,800	15,400

片 道 の 使 用 距 離		自 動 車 (第 1 号該当職員)	原動機付自転車等 (第 2 号該当職員)
52	54	32,000	16,000
54	56	33,200	16,600
56	58	34,400	17,200
58	60	35,600	17,800
60	62	36,800	18,400
62	64	38,100	19,100
64	66	39,300	19,700
66	68	40,500	20,300
68	70	41,700	20,900
70		42,300	21,200

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第37を次のように改める。

別表第37(第43条の2関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片 道 の 使 用 距 離		自 動 車 (第 1 号該当職員)	原動機付自転車等 (第 2 号該当職員)
キロメートル以上 2	キロメートル未満 4	円 2,000	円 2,000
4	6	3,200	2,000
6	8	4,400	2,200
8	10	5,700	2,900
10	12	7,000	3,500
12	14	8,200	4,100
14	16	9,500	4,800
16	18	10,800	5,400
18	20	12,000	6,000
20	22	13,300	6,700
22	24	14,600	7,300
24	26	15,800	7,900
26	28	17,100	8,600
28	30	18,400	9,200
30	32	19,600	9,800
32	34	20,900	10,500
34	36	22,100	11,100
36	38	23,400	11,700
38	40	24,700	12,400

片道の使用距離		自動車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
40	42	25,900	13,000
42	44	27,200	13,600
44	46	28,500	14,300
46	48	29,700	14,900
48	50	31,000	15,500
50	52	32,300	16,200
52	54	33,500	16,800
54	56	34,800	17,400
56	58	36,100	18,100
58	60	37,300	18,700
60	62	38,600	19,300
62	64	39,900	20,000
64	66	41,100	20,600
66	68	42,400	21,200
68	70	43,700	21,900
70		44,300	22,200

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあっては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

付 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第1200号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題名	配給会社
3284	映画	変態だ	松竹ブロードキャスティング
3285	映画	巨乳 vs 巨根 ～倒錯する塔愛～	オーピー映画
3286	映画	恋するプリンセス ぷりんぷりんなお尻	オーピー映画
3287	映画	絶倫不倫 ギンギラギンにいやらしく	新東宝映画
3288	映画	淫暴の夜 繰り返す正夢	オーピー映画



3289	映画	お嬢さん (原題) HANDMAIDEN	ファントム・フィルム (韓国)
3290	映画	美人妻覚醒 破られた貞操	オーピー映画
3291	映画	色慾怪談 ヌルっと入ります	オーピー映画

## 茨城県告示第1201号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0814300158	はるケアサービ ス有限公司	茨城県猿島郡境町 長井戸220-2	はるケアサービ ス有限公司	茨城県猿島郡境町 長井戸220番地2	平成28年 10月1日	居宅介護 重度訪問介護

## 茨城県告示第1202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの種 類
0811100197	ひまわり学園 水海道	常総市水海道森下 町4529-1	特定非営利活動 法人 鱸づな会	つくば市上横場 2236番地1	平成28年 10月1日	就労移行支援 就労継続支援 A型 就労継続支援 B型

## 茨城県告示第1203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベイシア

代表取締役 橋本 浩英

## (2) 住所

群馬県前橋市亀里町900番地

## 2 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア古河総和店

古河市大堤字本田前682番地 外

### (2) 変更した事項

#### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 赤石 好弘

(変更後) 代表取締役 橋本 浩英

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

### (3) 変更の年月日

平成28年 6 月23日

### (4) 変更する理由

代表者変更のため

## 3 届出年月日

平成28年 9 月14日

## 4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

## 茨城県告示第1204号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年 9 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

### (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベイシア

代表取締役 橋本 浩英

### (2) 住所

群馬県前橋市亀里町900番地

## 2 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア石岡店

石岡市東光台四丁目2857番 1

### (2) 変更した事項

#### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 赤石 好弘

(変更後) 代表取締役 橋本 浩英

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成28年6月23日

(4) 変更する理由

代表者変更のため

3 届出年月日

平成28年9月14日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1205号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

(2) 住所

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ日立モール

日立市留町字前川1270-2 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 埼玉県本庄市東富田88番地2

(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成25年11月5日

イ 平成28年6月23日及び平成25年11月5日

(4) 変更する理由

- ア 本店移転のため
- イ 代表者変更及び本店移転のため

3 届出年月日

平成28年9月14日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1206号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

(2) 住所

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム結城店

結城市大字結城字公達9784番3 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 埼玉県本庄市東富田88番地2

(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成25年11月5日

イ 平成25年11月5日 (株式会社カインズ 住所)

平成28年6月23日 (株式会社ベイシア 代表者氏名)

(4) 変更する理由

ア 設置者の住所に変更が生じたため

イ 小売業者の代表者及び住所に変更が生じたため

3 届出年月日

平成28年9月13日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1207号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

(2) 住所

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム結城店

結城市大字結城字公達9784番3 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 797台

(変更後) 447台

イ 駐輪場の位置

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所

(変更後) 4箇所

(3) 変更の年月日

平成29年5月14日

(4) 変更の理由

駐車場に十分な余裕があるため

3 届出年月日

平成28年9月13日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

**茨城県告示第1208号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランドつくばみらい店

つくばみらい市筒戸字諏訪2231番1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成28年8月29日

## イ 変更しようとする事項

駐輪場の位置

## (3) 届出年月日

平成28年8月19日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

**茨城県告示第1209号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセールつくば倉庫店

つくば市学園の森2-19

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成28年9月8日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業施行地区内B61街区①画地

(変更後) つくば市学園の森2-19

(3) 届出年月日

平成28年 8 月31日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1210号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成28年 9 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

常陸太田市和久町字山ノ神818番 1, 818番 3, 字寺ノ上823番 1, 824番 1, 825番 1, 825番 2, 826番 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1211号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成28年 9 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

常陸太田市下高倉町字久根後2119番 6, 字麓2130番 9, 2130番11から2130番13まで, 2131番22, 2131番23, 2131番26から2131番28まで, 2131番30, 2131番32, 2131番33, 2152番19, 2152番20

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由

林道用地とするため

## 茨城県告示第1212号

平成2年7月19日付け水振指令第137号で免許した波崎漁港区域内の公有水面埋立てに関する工事については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり竣工認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 竣工認可年月日

平成28年9月15日

## 2 認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

## (1) 認可を受けた者の名称

茨城県

## (2) 認可を受けた者の住所

茨城県水戸市笠原町978番6

## (3) 代表者の氏名

茨城県知事 橋本 昌

## (4) 代表者の住所

茨城県水戸市大町2丁目1番33号 県公舎

## 3 埋立区域の位置

茨城県神栖市波崎地先公有水面

## 4 埋立区域及びその面積

## (1) 埋立区域

次の1-1の地点から1-12の地点までを順次に直線で結んだ線、1-12の地点と1-13の地点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位（D.L.+1.27メートル）における公有水面と工作物との境界線、1-13の地点から1-34の地点までを順次に直線で結んだ線、1-34の地点から1-53の地点までを順次に直線で結ぶ平成元年の秋分の満潮位（D.L.+1.25メートル）における公有水面と陸地との境界線及び1-53の地点と1-1の地点を結んだ平成元年の秋分の満潮位（D.L.+1.25メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

1-1の地点 波崎漁港原点（北緯35度44分51.02秒，東経140度50分15.69秒）から 330度26分17秒  
532.449メートルの地点

1-2の地点	1-1の地点から	47度55分18秒	15.620メートルの地点
1-3の地点	1-2の地点から	317度56分34秒	0.730メートルの地点
1-4の地点	1-3の地点から	47度55分14秒	280.000メートルの地点
1-5の地点	1-4の地点から	138度14分23秒	0.150メートルの地点
1-6の地点	1-5の地点から	47度55分16秒	90.000メートルの地点
1-7の地点	1-6の地点から	317度56分28秒	11.121メートルの地点
1-8の地点	1-7の地点から	47度56分14秒	59.999メートルの地点
1-9の地点	1-8の地点から	137度56分05秒	7.900メートルの地点
1-10の地点	1-9の地点から	227度53分48秒	0.770メートルの地点
1-11の地点	1-10の地点から	137度17分32秒	45.506メートルの地点
1-54の地点	1-11の地点から	227度27分55秒	149.905メートルの地点
1-12の地点	1-54の地点から	227度41分23秒	121.962メートルの地点



1-13の地点	1-12の地点から	137度18分07秒	41.511メートルの地点
1-14の地点	1-13の地点から	47度14分40秒	21.901メートルの地点
1-15の地点	1-14の地点から	137度15分56秒	39.369メートルの地点
1-16の地点	1-15の地点から	227度17分29秒	29.270メートルの地点
1-17の地点	1-16の地点から	137度17分33秒	70.000メートルの地点
1-18の地点	1-17の地点から	47度17分04秒	29.961メートルの地点
1-19の地点	1-18の地点から	137度15分11秒	0.773メートルの地点
1-20の地点	1-19の地点から	47度14分48秒	249.324メートルの地点
1-21の地点	1-20の地点から	137度17分21秒	39.248メートルの地点
1-22の地点	1-21の地点から	227度25分10秒	0.050メートルの地点
1-23の地点	1-22の地点から	137度15分34秒	14.223メートルの地点
1-24の地点	1-23の地点から	47度25分10秒	0.050メートルの地点
1-25の地点	1-24の地点から	137度16分10秒	2.000メートルの地点
1-26の地点	1-25の地点から	227度19分16秒	281.350メートルの地点
1-27の地点	1-26の地点から	137度18分01秒	3.999メートルの地点
1-28の地点	1-27の地点から	227度18分15秒	1.899メートルの地点
1-29の地点	1-28の地点から	137度19分01秒	199.222メートルの地点
1-30の地点	1-29の地点から	47度16分58秒	3.320メートルの地点
1-31の地点	1-30の地点から	137度16分46秒	1.440メートルの地点
1-32の地点	1-31の地点から	47度18分13秒	140.479メートルの地点
1-33の地点	1-32の地点から	132度32分55秒	25.295メートルの地点
1-34の地点	1-33の地点から	222度38分21秒	175.032メートルの地点
1-35の地点	1-34の地点から	305度41分53秒	17.533メートルの地点
1-36の地点	1-35の地点から	303度18分26秒	9.466メートルの地点
1-37の地点	1-36の地点から	296度09分29秒	46.644メートルの地点
1-38の地点	1-37の地点から	292度03分20秒	33.912メートルの地点
1-39の地点	1-38の地点から	300度41分23秒	5.950メートルの地点
1-40の地点	1-39の地点から	300度35分25秒	29.491メートルの地点
1-41の地点	1-40の地点から	300度35分25秒	29.491メートルの地点
1-42の地点	1-41の地点から	290度42分07秒	31.233メートルの地点
1-43の地点	1-42の地点から	290度42分14秒	31.233メートルの地点
1-44の地点	1-43の地点から	300度36分17秒	17.947メートルの地点
1-45の地点	1-44の地点から	300度16分20秒	14.422メートルの地点
1-46の地点	1-45の地点から	307度10分36秒	33.215メートルの地点
1-47の地点	1-46の地点から	295度43分37秒	29.902メートルの地点
1-48の地点	1-47の地点から	304度51分23秒	23.628メートルの地点
1-49の地点	1-48の地点から	304度48分48秒	18.296メートルの地点
1-50の地点	1-49の地点から	308度27分42秒	28.491メートルの地点
1-51の地点	1-50の地点から	308度27分41秒	28.489メートルの地点
1-52の地点	1-51の地点から	308度25分50秒	26.533メートルの地点

1 - 53の地点 1 - 52の地点から 316度45分57秒 38.621メートルの地点

(2) 面積

89,825.27平方メートル

5 免許の年月日及び番号

平成 2 年 7 月 19 日 水振指令第 137 号 (変更許可 平成 17 年 1 月 12 日 水振指令第 2 号)

6 関係図書を備え置く市町村

神栖市

茨城県告示第 1213 号

平成 7 年 10 月 20 日 付け水振指令第 106 号で免許した波崎漁港区域内の公有水面埋立てに関する工事については、公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり竣工認可したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 28 年 9 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 竣工認可年月日

平成 28 年 9 月 15 日

2 認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

(1) 認可を受けた者の名称

茨城県

(2) 認可を受けた者の住所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(3) 代表者の氏名

茨城県知事 橋本 昌

(4) 代表者の住所

茨城県水戸市大町 2 丁目 1 番 33 号 県公舎

3 埋立区域の位置

茨城県神栖市波崎町字豊ヶ浜 9572 番 176 地先の公有水面

4 埋立区域及びその面積

(1) 埋立区域

次の各地点のうち、2 - 1 の地点と 2 - 2 の地点を結ぶ平成 2 年 7 月 19 日 付け茨城県水振指令第 137 号の埋立免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L. (波崎漁港工事基準面 (T.P. - 0.687 メートル) をいう。) + 1.25 メートルにより決定)、2 - 2 の地点から 2 - 8 の地点までを順次に結んだ線及び 2 - 8 の地点と 2 - 1 の地点を結んだ線により囲まれた区域

2 - 1 の地点 波崎漁港原点 (北緯 35 度 44 分 51.02 秒, 東経 140 度 50 分 15.69 秒) から 7 度 28 分 16 秒  
736.883 メートルの地点

2 - 2 の地点 2 - 1 の地点から 317 度 17 分 29 秒 42.303 メートルの地点

2 - 3 の地点 2 - 2 の地点から 47 度 54 分 26 秒 123.761 メートルの地点

2 - 4 の地点 2 - 3 の地点から 317 度 56 分 44 秒 0.949 メートルの地点

2 - 5 の地点 2 - 4 の地点から 47 度 54 分 27 秒 66.020 メートルの地点

2-9の地点	2-5の地点から	137度24分52秒	1.125メートルの地点
2-10の地点	2-9の地点から	47度23分18秒	1.493メートルの地点
2-11の地点	2-10の地点から	135度16分39秒	50.494メートルの地点
2-12の地点	2-11の地点から	45度41分10秒	0.472メートルの地点
2-13の地点	2-12の地点から	135度09分23秒	192.723メートルの地点
2-14の地点	2-13の地点から	45度35分28秒	2.125メートルの地点
2-15の地点	2-14の地点から	135度03分15秒	101.596メートルの地点
2-16の地点	2-15の地点から	45度05分43秒	0.850メートルの地点
2-6の地点	2-16の地点から	135度08分47秒	101.602メートルの地点
2-7の地点	2-6の地点から	222度36分12秒	55.513メートルの地点
2-17の地点	2-7の地点から	315度13分25秒	220.210メートルの地点
2-8の地点	2-17の地点から	315度06分19秒	189.866メートルの地点

(2) 面積

29,874.50平方メートル

5 免許の年月日及び番号

平成7年10月20日 水振指令第106号

6 関係図書を備え置く市町村

神栖市

茨城県告示第1214号

平成26年5月29日付け水振指令第41号で免許した波崎漁港区域内の公有水面埋立てに関する工事については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 竣功認可年月日

平成28年9月15日

2 認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

(1) 認可を受けた者の名称

茨城県

(2) 認可を受けた者の住所

茨城県水戸市笠原町978番6

(3) 代表者の氏名

茨城県知事 橋本 昌

(4) 代表者の住所

茨城県水戸市大町2丁目1番33号 県公舎

3 埋立区域の位置

茨城県神栖市大字波崎新港及び字豊ヶ浜地先の公有水面

4 埋立区域及びその面積

## (1) 埋立区域

次の各地点のうち、3-1の地点から3-6の地点までを順次に結んだ線、3-6の地点から3-19の地点までを順次に結んだ平成25年の秋分の満潮位 (D.L.+1.26m) における公有水面と陸地との境界線及び3-19の地点と3-1の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位 (D.L.+1.26m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域、3-7の地点から3-12の地点までを順次に結んだ線、3-12の地点から4-2の地点までを順次に結んだ平成25年の秋分の満潮位 (D.L.+1.26m) における公有水面と平成2年7月19日付け水振指令第137号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L.+1.80mにより決定) 及び4-2の地点と3-7の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位 (D.L.+1.26m) における公有水面と平成17年1月12日付け水振指令第3号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L.+1.80mにより決定) により囲まれた区域、3-13の地点から3-17の地点までを順次に結んだ線、3-17の地点から2-8の地点までを順次に結んだ平成25年の秋分の満潮位 (D.L.+1.26m) における公有水面と平成2年7月19日付け水振指令第137号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L.+1.80mにより決定) 及び平成7年10月20日付け水振指令第106号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L.+1.80mにより決定) 及び2-8の地点と3-13の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位 (D.L.+1.26m) における公有水面と平成7年10月20日付け水振指令第106号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L.+1.80mにより決定) により囲まれた区域。

3-1の地点 波崎漁港原点 (北緯35度44分51.02秒, 東経140度50分15.69秒) から 88度11分43秒  
579.830mの地点

3-2の地点 3-1の地点から 359度29分35秒 2.599mの地点

3-3の地点 3-2の地点から 42度39分35秒 121.253mの地点

3-4の地点 3-3の地点から 312度30分43秒 199.690mの地点

3-5の地点 3-4の地点から 2度54分16秒 76.297mの地点

3-6の地点 3-5の地点から 42度33分47秒 3.476mの地点

3-18の地点 3-6の地点から 182度45分40秒 78.114mの地点

3-19の地点 3-18の地点から 132度30分43秒 200.162mの地点

3-7の地点 波崎漁港原点 (北緯35度44分51.02秒, 東経140度50分15.69秒) から 1度31分55秒  
452.913mの地点

3-8の地点 3-7の地点から 47度14分49秒 252.693mの地点

3-9の地点 3-8の地点から 137度17分10秒 42.169mの地点

3-10の地点 3-9の地点から 227度25分10秒 0.050mの地点

3-11の地点 3-10の地点から 137度17分03秒 15.045mの地点

3-12の地点 3-11の地点から 227度30分01秒 2.593mの地点

1-24の地点 3-12の地点から 317度17分26秒 0.814mの地点

1-23の地点 1-24の地点から 227度25分10秒 0.050mの地点

1-22の地点 1-23の地点から 317度15分34秒 14.223mの地点

1-21の地点 1-22の地点から 47度25分10秒 0.050mの地点

1-20の地点 1-21の地点から 317度17分21秒 39.248mの地点

1-19の地点 1-20の地点から 227度14分48秒 249.324mの地点

1-18の地点 1-19の地点から 317度15分11秒 0.773mの地点

4-2の地点 1-18の地点から 227度01分17秒 0.722mの地点

3-13の地点 波崎漁港原点 (北緯35度44分51.02秒, 東経140度50分15.69秒) から 25度46分38秒

767.618mの地点

3-14の地点	3-13の地点から	270度16分47秒	9.424mの地点
3-15の地点	3-14の地点から	315度13分52秒	180.967mの地点
3-16の地点	3-15の地点から	227度31分52秒	282.380mの地点
3-17の地点	3-16の地点から	273度16分55秒	3.301mの地点
1-11の地点	3-17の地点から	47度27分55秒	149.905mの地点
2-8の地点	1-11の地点から	47度33分19秒	140.926mの地点

(2) 面積

3,624.66平方メートル

5 免許の年月日及び番号

平成26年5月29日 水振指令第41号

6 関係図書を備え置く市町村

神栖市

茨城県告示第1215号

平成17年1月12日付け水振指令第3号で免許した波崎漁港区域内の公有水面埋立てに関する工事については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 竣功認可年月日

平成28年9月15日

2 認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

(1) 認可を受けた者の名称

茨城県

(2) 認可を受けた者の住所

茨城県水戸市笠原町978番6

(3) 代表者の氏名

茨城県知事 橋本 昌

(4) 代表者の住所

茨城県水戸市大町2丁目1番33号 県公舎

3 埋立区域の位置

茨城県神栖市波崎町字豊ヶ浜地先の公有水面

4 埋立区域及びその面積

(1) 埋立区域

次の4-1の地点から4-4の地点までを順次結んだ線及び4-4の地点と4-1の地点を結ぶ平成2年7月19日付け水振指令第137号で免許された埋立区域と公有水面により囲まれた区域

4-1の地点 波崎漁港原点（北緯35度44分51.02秒，東経140度50分15.69秒）から 356度08分34秒

503.772メートルの地点

4-2の地点 4-1の地点から 137度19分05秒 70.000メートルの地点  
 4-3の地点 4-2の地点から 227度17分28秒 29.239メートルの地点  
 4-4の地点 4-3の地点から 317度17分33秒 70.000メートルの地点

## (2) 面積

2,047.81平方メートル

## 5 免許の年月日及び番号

平成17年1月12日 水振指令第3号

## 6 関係図書を備え置く市町村

神栖市

## 茨城県告示第1216号

本郷前土地改良区から平成28年8月26日付けで認可申請のあった当該土地改良区の解散については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成28年9月14日付けで認可した。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第1217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成28年9月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 岩瀬二宮線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
筑西市大字小栗字下泉5462番2地先から	(A) 旧	最大 28.0	1,680	
		最小 4.3		
	(B)	最大 33.0	2,300	
		最小 11.9		
筑西市大字下高田字西拓地447番1地先まで	新(B)	最大 33.0 最小 11.9	2,300	旧道移管

## 茨城県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成28年9月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高田筑西線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
筑西市大字小栗字向加草648番1地先から 筑西市大字川澄字本田2番1地先まで	(A) 旧	メートル 最大 18.2 最小 5.7	メートル 4,750	
筑西市大字小栗字土行288番3地先から 筑西市大字川澄字本田1734番地先まで		(B) 最大 50.0 最小 16.0		
筑西市大字小栗字土行288番3地先から 筑西市大字川澄字本田1734番地先まで	新(B)	最大 50.0 最小 16.0	4,600	旧道移管

茨城県告示第1219号

平成28年9月4日に執行した研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第4項の規定により次のとおり決定したので、同令第35条第5項の規定により公告する。

平成28年9月23日

茨城県土浦土木事務所長 伊 藤 敦 史

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の当選人

氏 名	住 所
木 村 勇	茨城県つくば市谷田部2277番地1
東 郷 和 男	茨城県つくば市館野612番地1
木 村 修 寿	茨城県つくば市島名434番地4
高 橋 健 一	茨城県つくば市谷田部1979番地1
塚 田 保	茨城県つくば市谷田部2267番地1
飯 島 喜代志	茨城県つくば市島名2742番地1
飯 島 繁	茨城県つくば市島名2910番地3
若 倉 守	茨城県つくば市島名652番地1
大 木 康 毅	茨城県つくば市谷田部2285番地
中 村 茂 基	茨城県つくば市島名625番地
星 野 半之助	茨城県つくば市島名3641番地
佐 藤 富士男	茨城県つくば市谷田部1440番地
室 町 吉 一	茨城県つくば市島名3235番地
下 田 久	茨城県つくば市島名2734番地1
木 村 倉ノ助	茨城県つくば市島名398番地

2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の当選人  
当選人なし



## 茨城県告示第1220号

平成28年9月11日に執行した研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により次のとおり決定したので、同令第35条第5項の規定により公告する。

平成28年9月23日

茨城県土浦土木事務所長 伊 藤 敦 史

## 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の当選人

氏 名	住 所
宮 本 和 夫	茨城県つくば市上河原崎145番地 1
宮 本 茂	茨城県つくば市上河原崎144番地
鯉 淵 晃	茨城県つくば市上河原崎 4 番地
鈴 木 一 雄	茨城県つくば市島名2796番地
鈴 木 精 二	千葉県我孫子市台田 3 丁目 6 番16号
吉 葉 茂	茨城県つくば市下河原崎377番地
有限会社茨城リース	茨城県つくば市上河原崎, 下河原崎入会地番外 2 番地17
齋 藤 英 夫	茨城県つくば市上河原崎 7 番地 1
吉 葉 正 信	茨城県つくば市下別府325番地 1
高 瀬 榮	茨城県つくば市島名669番地 1
飯 泉 敏 雄	茨城県つくばみらい市台261番地 1
飯 野 ひろ子	茨城県つくば市上河原崎49番地 4 (高山C 6 街区 3)
高 谷 誠 人	茨城県つくば市面野井 7 番地
宮 本 日出男	茨城県つくば市上河原崎154番地
飯 塚 洋 治	茨城県つくば市島名663番地 1
ポッターズ・バロティーニ株式会社	茨城県つくば市下河原崎254番地36

---

**公 告**

---

## ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年11月7日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成28年9月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称



特定非営利活動法人 アプレンド

3 代表者の氏名

飯島 幸紀

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市二の宮 1 丁目 2 番地 1 小林テナント201

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校者及び不登校経験者等の学校への通学が困難な者、その他学習の機会を必要とする者に対して、ITを活用した学習サポート及び学びの場の提供に関する事業等を行い、誰もが等しく学ぶことのできるこころ豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

◎貸金業者の登録の取消し

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項第1号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1	商号又は名称	特定非営利活動法人オオワダ
2	代表者の氏名	大和田 一実
3	主たる営業所の所在地	水戸市元吉田町1583番地の4
4	登録番号	茨城県知事（T2）第60006号
5	登録年月日	平成25年9月17日
6	処分の年月日	平成28年9月12日
7	処分の内容	貸金業法第24条の6の5第1項第1号の規定に基づく登録の取消し

◎都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画公園の変更に伴い、ひたちなか市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 都市計画の種類  
公園（2・2・147 武田猫山公園）
- 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市曾根字東台382番1

## 2 事業主の住所及び氏名

桜川市曾根403番地

吉 岡 昭 広

## ●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

廃止番号	廃止年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西七建指令 第129号	平成28年9月13日	株式会社イ シカワ 代表取締役 社長 石川 寛司 野本 哲夫	坂東市岩井5074番地	坂東市上出島字東久保 897番1の一部, 坂東市上出島字東久保 897番3の一部	メートル	メートル
			1		4.00	15.50
			10			

## ●入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成28年9月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 売払物件（土地）

土地の所在及び地番	種別	地目	面積
つくば市学園の森三丁目50番7	土地	宅地	14,500.04㎡

※用途地域は、準工業地域（建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント）である。

## 2 予定価格（最低売却価格）

1,229,603,000円

## 3 土地の用途

商業・業務施設の敷地の用途に供すること。

※茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第5号に規定する暴力団事務所その他これに類するものの用に供するものを除く。

## 4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加する者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 商業・業務施設（以下「施設」という。）の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定のある者であること。

イ 土地の引渡しの日から3年以内に、「葛城地区商業・業務施設用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「Ⅳ設計指針」及び各種法令等に適合した施設を建設し、及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を開始させることができる者であること。

また、それらの営業が継続するものであること。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めるなどしているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 茨城県の県税を滞納していないこと。

ク 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、全ての構成員が(1)の要件を備えていること。

## 5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

### (1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば地域振興課

茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

### (2) 入札説明書の配布期間

平成28年9月23日（金）から10月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（10月14日は午後4時まで）

### (3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を次のとおり提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成28年10月13日（木）及び14日（金）

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所  
茨城県つくば市島名2335番地 (ウィンズヒル 2 階)

#### 6 入札の日時及び場所

日 時	場 所
平成28年10月21日 (金) 午前10時	水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎 行政棟 1 階 入札室 1

#### 7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号) 第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

#### 8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は 1 回とし、再度の入札は行わない。

#### 9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の 5 以上の金額 (1 円未満切上げ) を、入札保証金として納付すること。  
なお、この入札保証金には、利子を付さない。

#### 10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は茨城県に帰属する。

#### 11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、茨城県が示す契約条項により茨城県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を茨城県が発行する納入通知書により一括して茨城県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

#### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年 9 月23日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

#### 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) スクールバス運行業務 (水戸特別支援学校 平成28年 9 月増車分) 1 式
- (2) スクールバス運行業務 (水戸飯富特別支援学校 平成28年 9 月増車分) 1 式
- (3) スクールバス運行業務 (友部特別支援学校 平成28年 9 月増車分) 1 式
- (4) スクールバス運行業務 (鹿島特別支援学校 平成28年 9 月増車分) 1 式
- (5) スクールバス運行業務 (土浦特別支援学校 平成28年 9 月増車分) 1 式
- (6) スクールバス運行業務 (下妻特別支援学校 平成28年 9 月増車分) 1 式

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課  
茨城県水戸市笠原町978番 6

#### 3 落札者を決定した日

平成28年 8 月22日

4 落札者の氏名及び住所

1(1)に係る業務

茨城交通株式会社

水戸市袴塚 3 丁目 5 番 36 号

1(2)に係る業務

茨城交通株式会社

水戸市袴塚 3 丁目 5 番 36 号

1(3)に係る業務

茨城交通株式会社

水戸市袴塚 3 丁目 5 番 36 号

1(4)に係る業務

潮来観光有限公司

潮来市洲崎 3857-1

1(5)に係る業務

常南交通株式会社

つくば市榎戸 433-2

1(6)に係る業務

大曾根タクシー株式会社

つくば市大曾根 2684-1

5 落札金額

1(1)に係る業務 44,205,396円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(2)に係る業務 47,406,426円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(3)に係る業務 58,010,298円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(4)に係る業務 85,037,040円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(5)に係る業務 42,828,480円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1(6)に係る業務 89,481,024円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成 28 年 7 月 11 日

8 落札方式

最低価格

◎入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成 28 年 9 月 23 日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 購入物品及び数量

茨城県立高萩高等学校外31校で使用する電気

予定使用電力量 9,744,000キロワット時の供給

### (2) 購入物品の仕様

仕様書による

### (3) 供給期間

平成28年12月1日から平成29年11月30日まで

### (4) 供給場所

茨城県立高萩高等学校外31校 (33施設)

## 2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項若しくは第2項の規定による一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者若しくはその代理店であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願(様式第7号)を提出するものとする。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

#### ア 期間

入札公告の日から平成28年10月20日(木)まで

#### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

### (2) 茨城県教育庁総務企画部財務課

## ア 期間

入札公告の日から平成28年10月20日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を含める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

## イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

## 6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

公告の日から平成28年10月6日(木)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成28年10月19日(水)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

平成28年10月20日(木)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

- (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年10月28日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等



競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月2日（水）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成28年11月4日（金）午前10時

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎入札室1（行政棟1階）

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。



(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Takahagi Senior High School and 31 other senior high schools  
9,744,000kWh
- (2) Time-limit for tender :  
Mail delivery : 5 : 00 p.m.November 2, 2016  
Hand delivery : 5 : 00 p.m.November 2, 2016

## (3) Contact point for the notice :

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164  
Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588

## ●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成28年9月23日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

茨城県立東海高等学校外30校で使用する電気  
予定使用電力量 9,590,000キロワット時の供給

## (2) 購入物品の仕様

仕様書による

## (3) 供給期間

平成28年12月1日から平成29年11月30日まで

## (4) 供給場所

茨城県立東海高等学校外30校 (32施設)

## 2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項若しくは第2項の規定による一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者若しくはその代理店であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願（様式第7号）を提出するものとする。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

#### ア 期間

入札公告の日から平成28年10月20日（木）まで

#### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

### (2) 茨城県教育庁総務企画部財務課

#### ア 期間

入札公告の日から平成28年10月20日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

#### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

## 6 入札説明書等に関する質問

### (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

#### ア 質問受付期間

公告の日から平成28年10月6日（木）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

#### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

### (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

#### ア 日時

平成28年10月19日（水）午後5時まで

#### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

平成28年10月20日（木）午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年10月28日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月2日(水)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成28年11月4日(金)午前10時30分

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎入札室1(行政棟1階)

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(免除された者は除く。)

- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手, 提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

## 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Tokai Senior High School and 30 other senior high schools  
9,590,000kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. November 2, 2016

Hand delivery : 5 : 00 p.m. November 2, 2016

(3) Contact point for the notice :

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164

Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588

---

## ●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお, この入札に係る調達は, 1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成28年 9 月23日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

### 1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

茨城県立藤代紫水高等学校外32校で使用する電気

予定使用電力量 9,592,000キロワット時の供給

(2) 購入物品の仕様

仕様書による

(3) 供給期間

平成28年12月 1 日から平成29年11月30日まで

(4) 供給場所

茨城県立藤代紫水高等学校外32校 (35施設)

### 2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規



定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一般電気事業の許可を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者若しくはその代理店であること。
- (4) 1 の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2 の担当部局に紙入札方式参加承認願（様式第 7 号）を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

###### ア 期間

入札公告の日から平成 28 年 10 月 20 日（木）まで

###### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

##### (2) 茨城県教育庁総務企画部財務課

###### ア 期間

入札公告の日から平成 28 年 10 月 20 日（木）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、茨城県の休日と定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

###### イ 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

#### 6 入札説明書等に関する質問

##### (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

###### ア 質問受付期間

公告の日から平成 28 年 10 月 6 日（木）午後 5 時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

###### イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ

###### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

##### (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

###### ア 日時

平成 28 年 10 月 19 日（水）午後 5 時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

### 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 提出期限

平成28年10月20日（木）午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

#### (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

#### (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

#### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年10月28日（金）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

### 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

#### (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を記載すること。

#### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月2日（水）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

#### (3) 開札日時及び場所

##### ア 日時

平成28年11月4日（金）午前11時



## イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎入札室1 (行政棟1階)

## 9 入札保証金及び契約保証金

免除

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時まで電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 14 契約書作成の要否

要

## 15 詳細は入札説明書による。

## 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要な事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Fujishiroshisui Senior High School and 32 other senior high schools 9,592,000kWh

- (2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. November 2, 2016

Hand delivery : 5 : 00 p.m. November 2, 2016

- (3) Contact point for the notice :

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164

Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588

## ●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成28年9月23日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量

茨城県立特別支援学校で使用する電気

予定使用電力量 4,575,000キロワット時の供給

- (2) 購入物品の仕様

仕様書による

- (3) 供給期間

平成28年12月1日から平成29年11月30日まで

(4) 供給場所

茨城県立特別支援学校 (22施設)

2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項若しくは第2項の規定による一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者若しくはその代理店であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願(様式第7号)を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から平成28年10月20日(木)まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県教育庁総務企画部財務課

ア 期間

入札公告の日から平成28年10月20日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

公告の日から平成28年10月6日(木)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

## (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成28年10月19日(水)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

平成28年10月20日(木)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年10月28日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月2日（水）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

### ア 日時

平成28年11月4日（金）午前11時30分

### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎入札室1（行政棟1階）

## 9 入札保証金及び契約保証金

免除

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 14 契約書作成の要否

要

### 15 詳細は入札説明書による。

### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Special Support Education Schools 4,575,000kWh
- (2) Time-limit for tender :  
Mail delivery : 5 : 00 p.m. November 2, 2016  
Hand delivery : 5 : 00 p.m. November 2, 2016
- (3) Contact point for the notice :  
Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164  
Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588





毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)